

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年10月21日(水)10:00~12:00

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部 照射課 課長 他9名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年8月7日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「申請書」という。)の概要について、資料に基づき説明を受けた。原子力規制庁は、申請書の事実確認を行うとともに、以下の点を指摘した。

<JMTRについて>

- 保管廃棄施設の線量評価について、原子力機構における管理基準値の変更に伴い線量評価を見直した結果、放射線業務従事者の被ばく線量は1.0mSv/週としているが、この結果が核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成二十七年八月三十一日号外原子力規制委員会告示第八号)に定める限度を超えないとする根拠を示すこと。
- 申請書において、非常用電源設備を削除し、外部電源喪失時は代替措置にて対応するとしている。代替措置の具体及び代替措置で十分とする理由を説明すること。
- 設計評価事故の事象選定において、許可基準規則解釈においては、核燃料物質による臨界、閉じ込め機能及び遮蔽機能の不全を考慮して、事象選定を行うとしている。申請書においては、被覆管の損傷に伴う閉じ込め機能不全のみを選定していることから、事象選定において臨界及び遮蔽機能の不全を不要とした理由を説明すること。

<ホットラボについて>

- 申請書において、照射試験等を今後実施しないことから、使用していた照射設備などの設備を削除するとしている。削除する設備の扱いを明確にすること。
- 安全上重要な施設の再評価に関して、想定している地震力の規模を説明すること。

(2)原子力機構から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・材料試験炉(JMTR 及びホットラボ)の核燃料物質使用変更許可申請について

以上